

## 都道府県中間年評価書

<b>都道府県名</b> 埼玉県	<b>担当部署</b>	農林部農業ビジネス支援課
(市町村数) ・全市町村数 63 ・対象市町村数 15 ・基本方針策定市町村数 14 ・交付市町村数 14	(協定数) ・協定数 78 ・基礎単価 17 体制整備単価 61 ・集落協定 73 個別協定 5	
(交付面積) ・耕地面積 78,300ha ・対象農用地面積 641ha ・交付面積 398ha(基礎単価347ha 体制整備単価51ha) ・加算単価面積 0.2ha(規模拡大0.2ha) ・地目別交付面積 田193ha 畑205ha ・交付基準別交付面積 急傾斜156ha 緩傾斜227ha 高齢化率・耕作放棄地率15ha		
交付総額	0.3億円	配分割合 (個人)1,753万円 (共同取組)1,732万円
(協定の概要) ・1協定当たりの参加者数 21.4人、交付面積 5.1ha、交付金額 44.7万円 ・参加者1人当たりの交付金額 1.1万円 ・1市町村当たりの協定数 5.6協定、交付面積 28.4ha、交付金額 248.9万円		
交付金交付の評価(運用第17)		
<p><b>1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況</b> 市町村評価結果は優良が2協定(2.7%)、適当が71協定(97.3%)と、活動計画に基づいた取組が実施され、集落の自律的な農業生産活動等の体制整備が着実に進んでいる。</p> <p><b>2. 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況</b> 市町村評価結果は、下記のとおり。草刈り等の耕作放棄防止活動、水路・農道の共同管理などの農業生産活動及び多面的機能増進活動が適正に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作放棄の防止等の活動 優良6協定(8.2%)、適当66協定(90.4%)、要指導・助言1協定(1.4%)</li> <li>○水路・農道等の管理活動 優良5協定(6.8%)、適当68協定(93.2%)</li> <li>○多面的機能を増進する活動 優良2協定(2.7%)、適当71協定(97.3%)</li> </ul> <p><b>3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況</b> 市町村評価結果は、下記のとおり。農用地等保全マップに基づいた活動が適正に実践されている。さらに、生産性向上や担い手定着等に向けた取組が概ね順調に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農用地等保全体制整備 優良1協定(1.8%)、適当55協定(98.2%)</li> <li>○A要件 適当16協定(94.1%)、要指導・助言1協定(5.9%)</li> <li>○C要件 適当43協定(97.7%)、要指導・助言1協定(2.3%)</li> </ul>		

- ・指導・助言が必要な市町村数・協定数 3町 3協定  
〔(指導内容による分類)  
話し合い活動の充実 3協定 市町村・JAとの連携強化 1協定〕
- ・返還等の措置が必要な市町村数・協定数 なし

## 制度の評価（成果と課題）

### <成果>

#### ○耕作放棄の抑制

交付金を活用してシカやイノシシなどがもたらす被害を食い止めるための防護柵や防護ネットを設置するなど鳥獣害対策の共同活動の取組が見られるほか、3期対策から新設された C 要件による持続可能な体制整備が進んでいる。

制度に取り組む14市町村のうち64%に当たる9市町で耕作放棄地が減少する(出典:耕作放棄地全体調査)など、耕作放棄の抑制に一定の効果を上げている。

#### ○地域等の活性化

共同活動実施のための集落内での話し合い活動の活発化、企業が従業員の福利厚生事業の一環として実施している農作業体験の受入れ等による都市住民との交流により地域の活性化が図られている。

#### ○多面的機能の維持・増進

後継者不足のため耕作放棄地が増加していた集落において、都市住民を巻き込んだた棚田オーナー制度や棚田学校を展開することにより棚田を再生した。農業・農村が有する多面的機能を農業者が再認識するきっかけとなっているほか、都市住民との交流も促進され、保健・休養機能も維持・増進されている。

### <課題>

制度は農業者の作付意欲の向上につながっており、耕作放棄地の発生防止や集落の活性化に寄与している。しかし、多くの集落で問題となっている新たな担い手の確保や積極的な取組の誘発には結びついていない。

### <改善・見直しの方向>

除草作業、農道・水路の管理など協定締結事項は概ね順調に進められており、本制度は中山間地域における農業生産活動や農地の維持管理に大きな役割を果たしている。

しかしながら、集落の更なる過疎化及び高齢化により、現行活動の維持が懸念される。また、新たな担い手の確保による継続した適正な農地の管理、より積極的な取組による地域の活性化が望まれる。今後、中山間地域等直接支払制度を積極的に活用し、地域の将来像を明確にし共通認識を持つことにより、地域が抱える課題解決に向けた取組を促進する必要がある。